

## 特殊自然災害対策施設緊急整備事業

【100（100）百万円】  
（平成26年度補正予算 150百万円）

### 対策のポイント

火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域を対象として、降灰被害に対応するための施設整備等を緊急的・集中的に実施します。

### <背景／課題>

- ・我が国は国内に110の活火山を有する世界有数の火山国です。
- ・近年、桜島や新燃岳などの活動火山の急激な活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が増加しています。
- ・このため、火山の噴火に伴う農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を緊急的・集中的に実施し、災害に強い農村づくりを推進します。

### 政策目標

降灰による農作物等への被害が発生するおそれのある農地の減少

### <主な内容>

災害に強い農村づくりを推進するため、火山の噴火により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域を対象として、被害を防除・最小化するために必要となる洗浄用機械施設等の整備やその他関連して行う基盤整備等を支援します。

補助率：1／2以内  
事業実施主体：市町村、農業者が組織する団体等

[お問い合わせ先：農村振興局防災課（03-3502-6430）]

## 「特殊自然災害対策施設緊急整備事業」

### 趣 旨

- 火山活動の活発化に伴う降灰等により農作物等への被害が発生し、地域経済の基盤として地域生活の安定に欠かせない役割を果たす農業経営に著しい影響。
- このため、火山の噴火により著しい被害を受けるおそれがある地域に対して農作物等への被害を防除・最小化するために必要な施設整備等を実施し、災害への対応体制を強化。

### 事業内容

- ① 降灰被害を防除・最小化するために必要な洗浄用機械施設整備等を実施
- ② 関連する整備等を一体的に実施

【①施設整備等】



被害を防除・最小化させるために必要な洗浄用機械施設整備等を実施。

【②関連整備等】



整備効果を一層促進させるため、洗浄用水の供給施設等の関連整備等を一体的に実施。

### 補助率等

農業者が組織する団体等が行う事業に対して、**事業費の1/2以内**を補助

農林水産省



計画主体  
(都道府県)



事業実施主体

### 事業の対象

- 活動火山特別措置法に基づき、都道府県知事が策定する防災営農施設整備計画の対象地域内の、市町村、農業協同組合、農業生産法人、農業者が組織するその他の団体等

## 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金

【(所要額) 1,742 (1,940) 百万円】  
(平成26年度補正予算との合計 1,942 百万円)

### 対策のポイント

荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者や農地中間管理機構等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行等の取組を支援します。

### <背景/課題>

- ・農地は食料の安定供給にとって不可欠な資源ですが、農業者の高齢化の進行等により耕作放棄地が年々増加しています。
- ・こうした中で、我が国の食料供給力を強化していくためには、農地制度の適切な運用を行うとともに、荒廃した耕作放棄地を再生利用する取組を地方公共団体、農業団体等が一丸となって進めていく必要があります。

### 政策目標

農用地区域を中心として、荒廃した耕作放棄地を解消  
(平成27年度において1.2万haの解消)

### <主な内容>

#### 1. 耕作放棄地を再生利用する活動への支援

荒廃した耕作放棄地の再生作業（雑草・雑木の除去等）、土づくり、再生農地への作物の導入、加工品試作及び試験販売等の取組を支援します。併せて、中心経営体に集約化（面的集積）する場合は、再生作業（定額）の助成単価を2割加算します。

#### 2. 施設等の整備への支援

耕作放棄地の再生利用に必要な基盤整備（用排水施設の整備等）や農業用機械・施設、貯蔵施設、農業体験施設等の整備を支援します。

#### 3. 附帯事業への支援

引き受け手と受け入れ地域のマッチング、農地利用調整等を支援します。

補助率：定額（再生作業5万円/10a等）、1/2以内等  
事業実施主体：耕作放棄地対策協議会

[お問い合わせ先：農村振興局農村計画課 (03-6744-2442)]

# 耕作放棄地再生利用緊急対策交付金の概要

## 事業の内容

1. **事業概要** 荒廃した耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農地中間管理機構、農業者組織、農業へ参入する法人等が行う再生作業や土づくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援。
2. **実施主体** 耕作放棄地対策協議会（都道府県協議会・地域協議会）  
（※地方公共団体、農業団体等により構成）

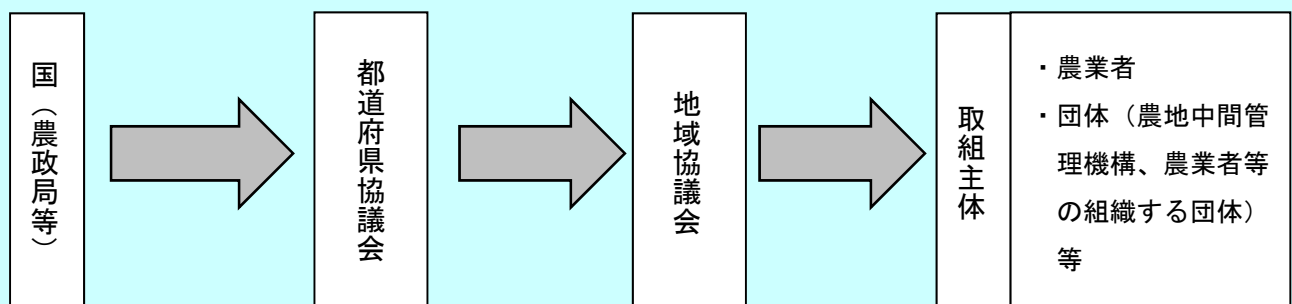
### 【事業メニュー】

- ① 耕作放棄地を再生利用する活動への支援
  - ア 再生作業（雑草・雑木の除去等）及び土づくり（肥料、有機質資材の投入等）
    - ・ 定額支援【5万円/10a※】（重機を用いて行う場合等【1/2以内等】）
      - ※ 再生作業に併せて中心経営体に集約化（面的集積）する場合、助成単価を2割加算
    - ・ 土づくり（2年目に必要な場合のみ）【2.5万円/10a】
  - イ 営農定着（再生農地への作物の導入等）【2.5万円/10a】
  - ウ 経営展開（試験販売、実証ほ場の設置・運営等）【定額】
- ② 施設等の整備への支援
  - ・ 基盤整備（用排水施設の整備等）、乾燥調製貯蔵施設、集出荷貯蔵施設、農業体験施設（市民農園等）、農業用機械・施設の整備【1/2以内等】
  - ・ 小規模基盤整備【2.5万円/10a】
- ③ 附帯事業への支援【定額】
  - ・ 広域利用調整：都道府県域を越えて行う農地利用調整活動への支援
  - ・ 交付金執行事務：交付事務、地域における農地利用調整、普及啓発活動等への支援

◇戦略作物等を栽培する場合は、土地所有者による再生作業及び農用地区域外（市街化区域は除く）における取組についても支援対象



### 【交付金の流れ】



## 農地耕作条件改善事業[新規]

【10,000(一)百万円】

### 対策のポイント

農業の競争力強化に向けて、農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を加速するため、区画拡大や暗渠排水等の耕作条件の改善を機動的に進める必要があります。

### <背景/課題>

- ・我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進することが重要です。
- ・農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を加速するため、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備について、農業者の自力施工も活用し、安価かつ迅速に推進するなど、耕作条件の改善を機動的に進める必要があります。

### 政策目標

- 担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進
- 基盤整備実施地区の対象農地の耕地利用率108%以上（平成27年度）

### <主な内容>

#### 1. 整備済み農地の簡易な整備

農業者の自力施工も活用した農地の区画拡大や暗渠管の設置といった簡易な整備を実施します。

- (1) 農地（田・畑）の簡易な区画拡大：10万円/10a  
(水路の管水路化等を伴う場合、20万円/10a)
  - (2) 標準的な暗渠排水（本暗渠管の間隔10m以下）：15万円/10a
  - (3) 湧水処理：15万円/100m
  - (4) 末端の畑地かんがい施設整備：20万円/10a（樹園地の場合30万円/10a）等
- ※ 中心経営体に集約化（面的集積）する農地については、定額助成の単価を2割加算

#### 2. きめ細かな基盤整備

農地・農業水利施設の整備等をきめ細かく実施します。

### ※ 事業の特徴

- (1) 事業実施区域は、農振農用地のうち農地中間管理事業の重点実施区域
- (2) 事業実施年度に入ってから採択申請が可能（複数回受付）、農地中間管理機構から国への直接申請も可能

（ 補助率：1については定額、2については1/2等  
事業実施主体：農地中間管理機構、都道府県、市町村、土地改良区等 ）

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課（03-6744-2208）]

# 農地耕作条件改善事業（新規）

- 我が国農業の競争力を強化するためには、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備を行い、農地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化を推進することが重要。
- 農地中間管理機構による担い手への農地の集積・集約化を加速するため、既に区画が整備されている農地の畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水整備について、農業者の自力施工も活用し、安価かつ迅速に推進するなど、耕作条件の改善を機動的に進めることが必要。

## 1. 事業内容



営農が一段落ついたし、すぐに規模の拡大を検討したい！



今年中に農地の整備をやりたいけど、今からでは申請が間に合わないかも？



事業実施年度に入ってから  
の採択申請が可能！  
(複数回受付)



農地中間管理機構から  
国への直接申請も可能！

農地中間管理機構による  
担い手への農地の集積・集約化を加速

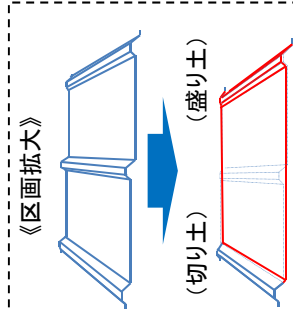
### ① 定額助成

畦畔除去等による田・畑の区画拡大等の整備

- ・区画拡大 10万円/10a
- ・暗渠排水 15万円/10a 等

### ② 定率助成

農地・農業水利施設の整備 等

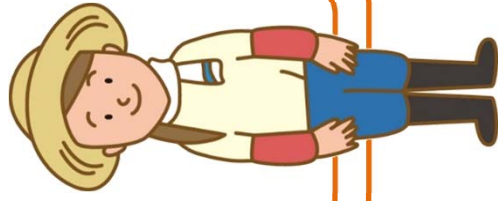


## 2. 実施要件

- ① 農地中間管理機構による農地の集積を行う地域（農振農用地のうち、農地中間管理事業の重点実施区域）
- ② 総事業費200万円以上
- ③ 受益者数2者以上

## 3. 実施主体

- ・農地中間管理機構
- ・都道府県、市町村
- ・土地改良区、農業協同組合 等



農地中間管理機構に相談することで、簡単な基盤整備をすぐに実施することができたわ！

耕作条件が改善された隣の農地を借りることで、規模の拡大ができたわ！

## 農家負担金軽減支援対策事業

【6, 254 (6, 254) 百万円】

### 対策のポイント

土地改良事業等の農家負担金の利子助成等を行うことにより、農家負担金の軽減を図り、農地の利用集積等を促進します。

### <背景/課題>

- ・農産物価格の低迷、農業者の高齢化等により、土地改良事業等の農家負担金の計画的な償還が困難な地域が生じており、事業の円滑な推進の支障となっています。
- ・このため、地域の中心となる経営体への農地集積等に取り組む地域に対し農家負担金の軽減対策を実施し、事業の円滑な推進を図ります。

### 政策目標

担い手が利用する面積が今後10年間（平成35年まで）で全農地面積の8割となるよう農地集積を推進

### <主な内容>

土地改良事業等の農家負担金の軽減を図るため、以下の事業等を実施します。

#### 1. 経営安定対策基盤整備緊急支援事業

地域の中心となる経営体に一定以上の農地の利用集積を達成できると見込まれる地域に対し償還金の利子相当額を一定期間助成します。

#### 2. 災害被災地域土地改良負担金償還助成事業

土地改良区等に対して、災害により被災した農用地又は土地改良施設等の受益地に係る償還金の利子相当額を助成します。

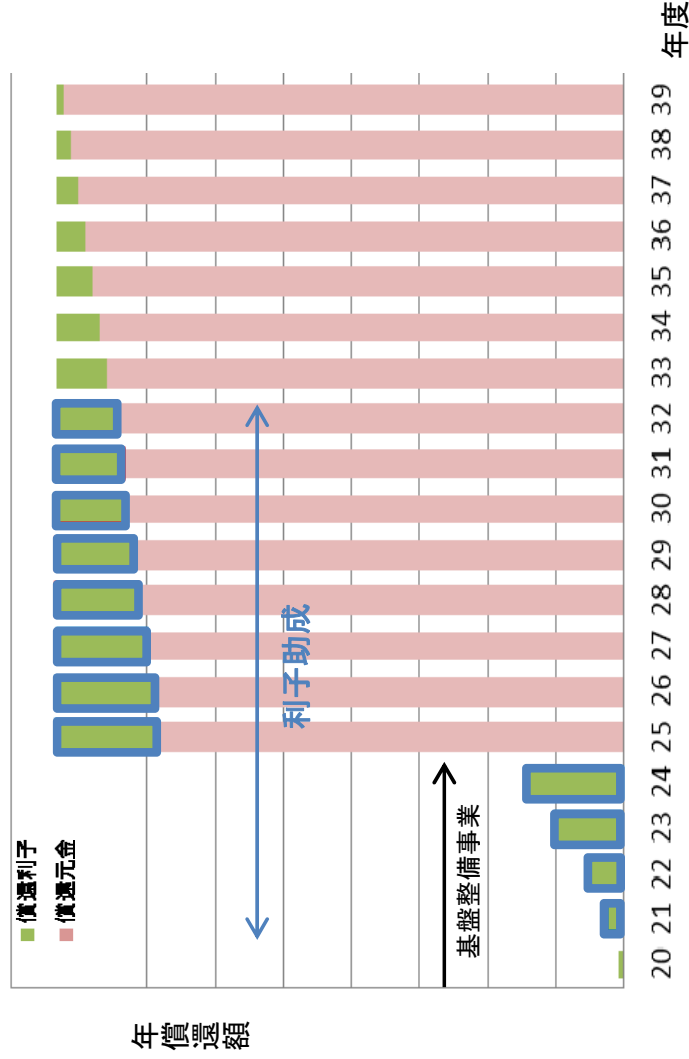
（補助率：定額）  
（事業実施主体：民間団体）

[お問い合わせ先：農村振興局農地資源課 (03-3502-6277)]

- 日本再興戦略において、今後10年間で全農地面積の8割を担い手に利用集積する目標を掲げていることを踏まえ、担い手への農地集積率等の向上を要件として土地改良負担金の利子を助成。
- また、「人・農地プラン」の取組と連携するため、プラン作成地区については、農地集積のほかに経営の複合化（耕地利用率の向上）を要件として選択できるようにし、畑地整備や水利施設整備等の実施地区を支援。

## 1. 事業内容（経営安定対策基盤整備緊急支援事業）

### ○ 利子助成イメージ

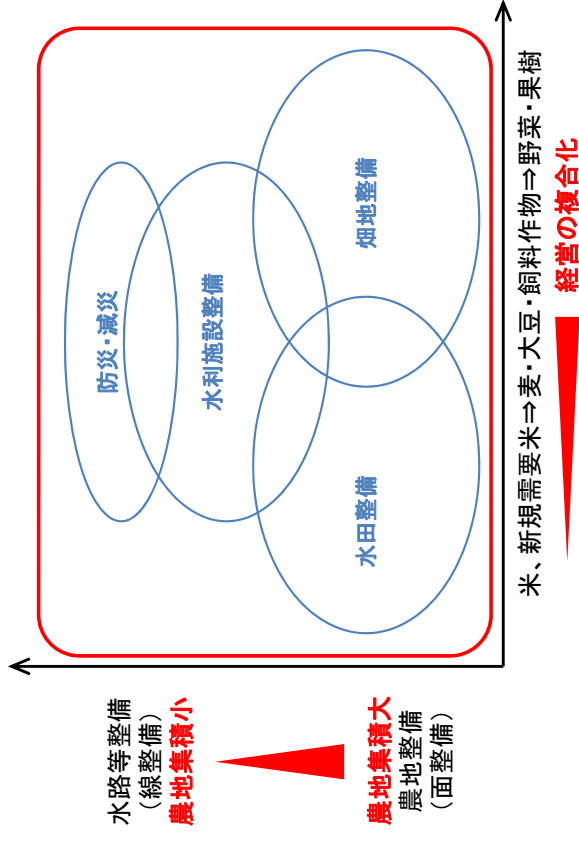


注：農家負担金の償還に係る据置期間0～5年、元利均等年賦支払期間15年の場合の償還イメージ

### ○ 対策期間



### ○ 対象範囲イメージ



## 2. 実施要件

- ① 「人・農地プラン」の作成
- ② 農地集積率の向上、又は、耕地利用率の向上

## 3. 実施主体

- ・ 民間団体